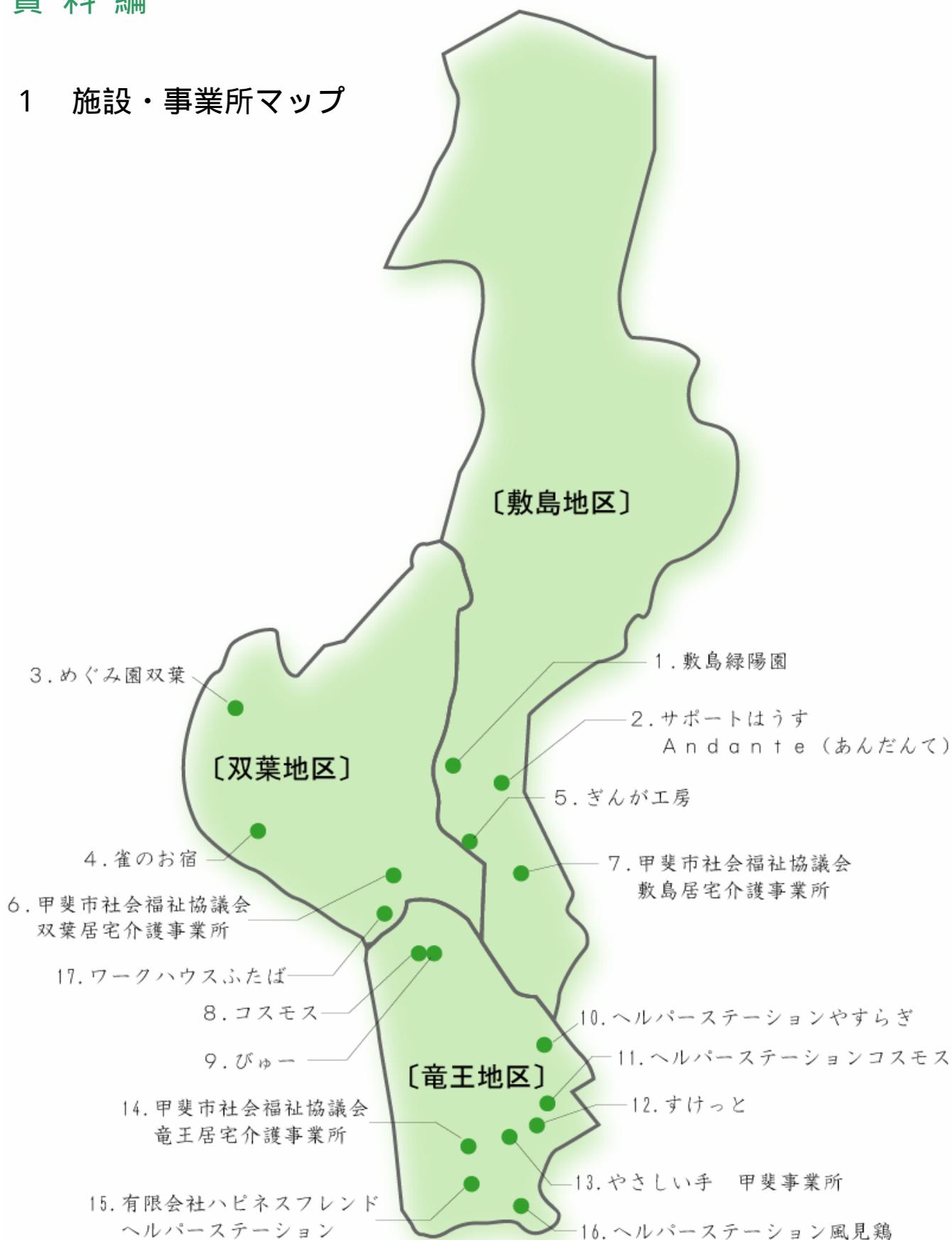


## 資料編

### 1 施設・事業所マップ



## 【 施設・事業所 一覧 】

名称 (MAP番号順)	所在地	電話番号	サービスの種類				
			日中活動系サービス	居住系サービス	訪問系サービス	旧法施設支援(入所)	相談支援事業
1. 敷島緑陽園	牛匂 2 0 2 7 - 3	(055) 277-1100					
2. サポートはうす Andante (あんだんて)	境 7 田中住宅 E	(055) 277-1100					
3. めぐみ園双葉	宇津谷 8 3 3 1	(0551) 28-2115					
4. 雀のお宿	下今井 1 7 3 0	(0551) 28-7575					
5. ぎんが工房	天狗沢 3 0 6	(055) 277-8686					
6. 甲斐市社会福祉協議会 双葉居宅介護事業所	竜地 6 5 3 6 - 1	(0551) 28-5100					
7. 甲斐市社会福祉協議会 敷島居宅介護事業所	島上条 3 1 6 3	(055) 277-1122					
8. コスモス	竜王 2 6 7 - 3	(055) 278-2266					
9. びゅー							
10. ヘルパーステーション やすらぎ	富竹新田 2 0 3 - 1 メゾンド広瀬 103	(055) 279-8066					
11. ヘルパーステーション コスモス	万才 2 8 7 - 8	(055) 276-9933					
12. すけっと	篠原 8 3 2 鶴田マンション 201 号室	(055) 276-3099					
13. やさしい手 甲斐事業所	篠原 2 1 7 3 - 6	(055) 255-6160					
14. 甲斐市社会福祉協議会 竜王居宅介護事業所	西八幡 3 0 1 8 - 1	(055) 279-1112					
15. 有限会社ハピネスフレンド ヘルパーステーション	西八幡 2 2 9 7 - 7	(055) 279-4543					
16. ヘルパーステーション 風見鶏	玉川 5 5 3 番地 2 コーポ桂 5 号	(055) 278-0257					
17. ワークハウスふたば (平成 19 年 3 月開所)	下今井 2650	(0551) 28-6889					

## 2 策定経過

実施年月日	策定経過
平成 18 年 6 月 26 日	第 1 回甲斐市保健福祉推進協議会 ・委嘱状交付 ・「障害者計画・障害福祉計画」の策定について
平成 18 年 7 月 20 日～ 平成 18 年 8 月 31 日	「障害福祉推進のための実態調査」の実施 ・障害のある人 2,615 人（各手帳所持者 全数） ・一般市民 1,000 人（無作為抽出）
平成 18 年 8 月 20 日～ 平成 18 年 9 月 30 日	「障害者計画及び障害福祉計画策定のための 事業所・団体アンケート」の実施 ・障害者団体及び事業所 6 カ所
平成 18 年 9 月 4 日	甲斐市障害児者地域支援連絡会との意見交換会
平成 18 年 9 月 5 日	甲斐市障害者福祉会との意見交換会
平成 18 年 9 月 14 日	地域生活支援事業説明会（事業所）
平成 18 年 10 月 10 日	地域生活支援事業説明会（一般）
平成 18 年 10 月 30 日	第 2 回甲斐市保健福祉推進協議会 ・「障害福祉推進のための実態調査」の結果について
平成 18 年 12 月 27 日	第 3 回甲斐市保健福祉推進協議会 ・「甲斐市障害者計画・障害福祉計画」（素案）について
平成 19 年 2 月 1 日	甲斐市障害者福祉会との意見交換会
平成 19 年 2 月 2 日	甲斐市障害児者地域支援連絡会との意見交換会
平成 19 年 2 月 7 日	第 4 回甲斐市保健福祉推進協議会 ・「甲斐市障害者計画・障害福祉計画」（素案）について 総括審議及び素案の決定

### 3 甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 市民が健康で生きがいを持ち、生涯を通じて安心して過ごせるような保健・福祉事業を推進するため、甲斐市保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (任務)

第2条 協議会は、身近で頻度の高い保健福祉サービスを一元的に提供する体制を整備するため体系的かつ総合的に審議する。

#### (組織)

第3条 協議会は、次の区分により20人以内の委員で組織する。

- (1) 自治会連合会
- (2) 医師代表
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 保健・福祉・教育団体代表
- (6) 学識経験者

#### (委嘱)

第4条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。  
2 会長及び副会長は、協議会において選任する。

#### (会議)

第7条 協議会は、必要に応じ市長が招集する。

#### (会長及び副会長の任務)

第8条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

#### (任期の特例)

2 平成16年9月1日に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

## 4 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

選任区分	氏名	備考
(1) 自治会連合会	天 野 七 郎	会 長
	横 山 英 磨	
	樋 口 文 忠	
(2) 医師代表	志 鎌 明 大	
	福 島 博	
	中 島 達 人	
	保 坂 裕 幸	
(3) 民生委員児童委員協議会	出 澤 良 人	
	渡 邊 明 子	
	祢 津 佳 俊	
(4) 社会福祉協議会	片 岡 弥 一	副会長
(5) 保健・福祉・教育団体代表	増 坪 愛 子	
	乙 黒 房 次	
	高 山 今 朝 義	
	宮 本 保 惠	
	古 池 綾 乃	
	山 田 健 一 郎	
(6) 学識経験者	飯 室 淳 雄	
	鮫 田 時 男	
	竹 井 清 八	

## 5 用語説明

### あ行

#### NPO法人

NPOとは、Non Profit Organization の略。営利を目的としない活動（特定非営利活動）を行うことを目的とした法人。営利を目的としない民間団体の総称として使われる。企業などの営利組織は基本的に収益を株主などの関係者間で分配するが、NPOは収益が出れば分配せず、次の社会貢献活動に充当する。（財団法人、社会福祉法人、生協なども含まれる）（NPO法：平成10年3月成立）

### か行

#### 甲斐市障害者計画

障害者基本法（第9条第3項）に基づく、障害者施策に関する基本的な事項を定める計画。「甲斐市総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画をはじめ、福祉分野における他の個別計画、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策と連携を図りながら推進し、平成19年度を初年度とした10年間（平成19年度～28年度）の障害者福祉施策の方向性を定める。

#### 甲斐市障害福祉計画

障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する行動計画。平成18年度～20年度まで（第1期）の3カ年計画。各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める。

#### 義肢装具士

義肢装具士法に基づき、医師の指示の下に義肢および装具の設計製作、調整を行う者。

#### グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われるもの。

#### ケアホーム

従来のグループホームが障害の程度によってケアホームとグループホームに振り分けられます。障害が軽度の内は、グループホームに入居し、障害が重くなると、ケアホームに入居することとなる。

## さ行

### 支援費制度

行政の決定による「措置制度」にかわり、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者・施設との直接契約によりサービスを利用する制度で、平成 15 年度(2003 年度)から開始されました。身体・知的障害のある人が対象で、在宅で利用できる居宅サービスと施設に入所または通所して利用できる施設サービスがある。

### 障害者自立支援法

これまで障害の種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスなどについて、共通の制度の元で一元的に提供する仕組みを作るため、平成 18 年 4 月等に施行された新しい法律。障害者の自立を支援する観点から、地域生活への移行と就労を目的とする。

### 小規模作業所

在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所。法定外の施設で、障害のある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。共同作業所や福祉作業所などの名称でも呼ばれている。

### 身体障害者授産施設

身体障害があるために一般の事業所で働くことが困難な方が、入所したり自宅から通って作業を行い、必要な訓練を受けるための施設。

### 身体障害者療護施設

常に介護が必要な重度の身体障害のある方が入所し、日常生活の介助や治療を受け、機能訓練をするための施設。身体障害者であって常時介護を必要とする者を入所させて、治療及び養護を行う。

### ソーシャルワーカー

社会福祉事業に従事する人。特に、職業として社会福祉事業に従事する専門家。昭和 62 年(1987 年)に国家資格となった。社会福祉士。

## た行

### デイサービス

地域において社会参加が困難な状況におかれている在宅の障害者に対して、入浴や食事の世話、日常生活の手助けなどを行うサービス事業。

### 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行う。

### 知的障害者更生施設

18歳以上の知的障害者を入所又は通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。知的障害者授産施設 18歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させる場。

### 特別支援学校

障害が重い、あるいは重複していることにより専門性の高い指導や施設・設備等による教育的支援の必要性が大きい児童・生徒の教育を担うとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす学校。

### 特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

## な行

### ノーマライゼーション

障害のある人も同じ社会の一員として、社会的不利を負わないとともに、ごく当たり前の生活をしていく権利を享受できるようにするということ。日常生活において、社会的不利を負っている人達の様々な欲求が、社会的不利を負っていない人達と同じように満たされ、地域での生活を基盤として他の人々と生活していけるような人間らしい社会、そうした「社会」のあり方。

## は行

### 福祉ホーム

一定程度の自活能力のある障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させることにより生活の場を与えると同時に必要な指導等を行い、もって社会復帰と自立の促進を図る。

## ら行

### レスパイト

障害児・者を持つ親や家族を、一時的に、一定の期間、障害児・者の介護から解放し、それによって日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助。

甲 斐 市  
障 害 者 計 画  
障 害 福 祉 計 画

平成 19 年 3 月発行

発行 / 甲斐市 福祉保健部 福祉課

〒400-0193 甲斐市島上条 1248 番地

T E L 055-277-3114

F A X 055-277-7950